

6 月 1 8 日（月）

（第 3 日 目）

平成24年第2回南関町議会定例会（第3号）

平成24年6月18日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-------|---------------------|---|
| 日程第1 | 報告第1号 | 繰越明許費の繰越報告について（南関町一般会計） |
| 日程第2 | 報告第2号 | 事故繰越しの繰越報告について（南関町一般会計） |
| 日程第3 | 議案第29号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（南関町税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第4 | 議案第30号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第5 | 議案第31号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成23年度南関町一般会計補正予算（第7号）） |
| 日程第6 | 議案第32号 | 南関町大規模太陽光発電設備設置促進条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第33号 | 南関町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正
する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第34号 | 平成24年度南関町一般会計補正予算（第1号）について |
| 日程第9 | 議案第35号 | 平成24年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第
1号）について |
| 日程第10 | 議案第36号 | 平成24年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1
号）について |
| 日程第11 | 議案第37号 | 平成24年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算
（第1号）について |
| 日程第12 | 議案第38号 | 平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算
（第1号）について |
| 日程第13 | 議案第39号 | 町道の路線廃止について |
| 日程第14 | 議案第40号 | 町道の路線認定について |
| 日程第15 | 議案第41号 | 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について |
| 日程第16 | 議案第42号 | 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について |
| 日程第17 | 議案第43号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第18 | 南関町選挙管理委員会委員の選挙について | |

日程第19 南関町選挙管理委員会補充員の選挙について

日程第20 議員提出議案第2号 議員派遣について

日程第21 議員提出議案第3号 議員派遣について

日程第22 議員派遣の件

日程第23 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

平成22年6月議会から継続審査の分

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

日程第24 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・請願付託の件」

平成23年6月議会からの継続審査の分

・請願第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する
請願

追加日程第1 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

追加日程第2 閉会中の継続調査について

「総務文教常任委員会」

追加日程第3 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 井 下 忠 俊 君

2番 境 田 敏 高 君

3番 打 越 潤 一 君

4番 鶴 地 仁 君

5番 田 口 浩 君

6番 島 崎 英 樹 君

8番 山 口 純 子 君

9番 橋 永 芳 政 君

10番 唐 杉 純 夫 君

11番 酒 見 喬 君

12番 本 田 眞 二 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(12名)

町 長 上 田 数 吉 君 会 計 管 理 者 北 原 耕 治 君

副 町 長 本 山 一 男 君 総 務 課 長 堀 賢 司 君

教 育 長	大 里 耕 守 君	福 祉 課 長	坂 井 智 徳 君
まちづくり推進課長	佐 藤 安 彦 君	建 設 課 長	大 木 義 隆 君
教 育 課 長	大 石 和 幸 君	住 民 課 長	木 村 浩 二 君
経 済 課 長	雪 野 栄 二 君	延 寿 荘 長	福 田 恵美子 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	松 本 寛 君 書	記 橋 本 恵 君
--------	-----------	-----------

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前１０時００分

再開 午前１０時０４分

—————○—————

日程第１ 報告第１号 繰越明許費の繰越報告について（南関町一般会計）

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１、報告第１号、繰越明許費の繰越報告についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

—————○—————

日程第２ 報告第２号 事故繰越しの繰越報告について（南関町一般会計）

○議長（本田眞二君） 日程第２、報告第２号、事故繰越しの繰越報告についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

—————○—————

日程第３ 議案第２９号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（南関町税
条例の一部を改正する条例）

○議長（本田眞二君） 日程第３、議案第２９号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第２９号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第２９号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第４ 議案第３０号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（本田眞二君） 日程第４、議案第３０号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第３０号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第３０号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認

することに決定しました。

—————○—————

日程第5 議案第31号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成23年度南関町一般会計補正予算（第7号））

○議長（本田眞二君） 日程第5、議案第31号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第31号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第6 議案第32号 南関町大規模太陽光発電設備設置促進条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第6、議案第32号、南関町大規模太陽光発電設備設置促進条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第３２号、南関町大規模太陽光発電設備設置促進条例の制定については、原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第７ 議案第３３号 南関町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第７、議案第３３号、南関町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第３３号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第３３号、南関町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第８ 議案第３４号 平成２４年度南関町一般会計補正予算（第１号）について

○議長（本田眞二君） 日程第８、議案第３４号、平成２４年度南関町一般会計補正予算（第１号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。１１番議員。

○１１番議員（酒見 喬君） 予算書の１６ページですね、１１目の営繕工事、うから館の水中ポンプ２５２万円の予算ですが、この水中ポンプについてお尋ねします。

これは新しいのとと更新だと思いますが、今現在のところ現在のポンプが何年になっているのか、現在のところこれは更新しなくてはならないのか、また修理では出来ないのか、その辺のところどういうふうになってますか。お答え願います。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） はい、うから館の温泉の泉源のポンプにつきましては、平成15年10月に故障によりポンプの取り替えをいたしております。それから現在まで約8年8カ月を経過をいたしてるところでございます。この取り替えましたポンプについては、修理不可能ということで新規のポンプを購入させていただいた分を、今回入れ替え工事ということで実施を予定するものでございます。このポンプの状況につきましては、5月に2回急に停止をいたしまして、約30分程度で回復をいたしたところですが、また6月につきましても2回停止をいたしまして、またそのときにおいても30分程度で回復をいたしております。その状況によりまして、現在約9年経過をいたしているということで、今回のポンプの入れ替え工事ということで予算を計上いたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 平成15年のポンプの現在のポンプと更新のときに、その前のポンプが、修理したつのあるというようなことを私たち聞いておりましたけど、これはどうなっておりますか、その辺のところは。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 今議員さんがおっしゃいましたように、予備のポンプにつきましては修理という形で一応工場のほうに引き上げたところでございますけれども、部品等について修理が不可能ということで、予備のポンプはなかったということで新しく購入をさせていただいて、その新しい部分のポンプが予備ということで今回お願いするところでございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。3回目です。まとめてください。

○11番議員（酒見 喬君） このポンプについては、それでは確認。残の確認はせずに在庫という形で上がったってということになりますが、それでいいんですかね。それとですよ、当時私たちも現品を見たわけじゃなくてそういう在庫のところで上がったってことを聞いておりましたけども、職員さんも同じそのような認識だったのか。

それと全く3回目と違いますのでこれは違いますが、指定管理者との更新は、契約はこの24年度が期限だと思いましたが、町長、その辺のところはそれに間違いございませんか。その2点お伺いします。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 更新はですね、議員さんが言われておるとおりでございますけども、ポンプにつきましてはですね、私も元のやつはですね、修理が出来るものと思ひ込みだったと思いますけど、出来ないということでございますので、予算としてはですね、計上して購入しておったということです。

○議長（本田眞二君） ほかにありませんか。10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 今のに関連してですけども、あれは町が補修する金額と、それからあれは300万円以上やったですか、200万円以上やったですかね。200万円以上は、町が補修するっちゅことやった、300万円やったと思うけど200万円ですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） おっしゃいますとおり、修理等については200万円、工事関係については300万円ということで金額は示されているところでございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 今回のやつは修理ということになっとるけんから200万円以上にわたっても町が負担するんだという理解ですかね。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 金額につきましては252万円ということで、あくまでこの温泉水を汲み上げるってということで、やっぱり温泉源というのは町の財産ということでですね、そういったことも含めまして町のほうでこの入れ替え工事をするということでお願いしているところでございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） はい、わかりました。また次の質問でよかですか。もう今のは了解です。了解。

○議長（本田眞二君） 項目が変わりますか。

○10番議員（唐杉純夫君） 項目変わる。

○議長（本田眞二君） そしたら1回目からでよかです。はい、10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） これは13ページですね、13ページの企画費。13節の委託料ですけど、これは玉名パーキングエリアの測量設計委託料ということで、488万3,000円が計上されておりますけども、私思うにですね、このパーキングエリアの設置についてはですね、産業廃棄物の用地を便利的にするためのものであるからですね、これを町の費用を使ってですね、やるということについてはいかがなもんかというように当初から思っておりまして、その辺について、これは一旦

町が払った後、県がまた振興費か何かで払う場合が出てくるということで、そういう考え方でよかったですかね。これはもう町独自の予算だから、そら取り扱わないということになるのかどうか、その辺についてお尋ねします。これはどこかな、総務課かな。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 玉名パーキングエリアから車が乗降出来ると、高速道路に乗降出来るというのがスマートＩＣの性格です。前回の提案のときに３点、そこで言いました。１つは産業廃棄物の県南からの運搬を良くすると、それから地域の産業・経済の発展、それから三井グリーンランドの交通量を南関インターに集中じゃなくて分散させようというような考え方です。地域振興策にですね、この件はあげとります。県から地域振興策に対する回答が出ておりません。熊本県がスマートＩＣに対する地域振興策としてまだ認めるか認めないかわからないような状況であります。県がですね、産業廃棄物関連の施設として、スマートＩＣの承諾をすれば県は当然、その費用を見てくれるだろうと思いますが、まだその県との地域振興策の最終的な協議にはこの件についてはまだ見通しも立っていないというような状況です。

今回の４８０万円程度のスマートＩＣの設置については、まず構造的に高速道路にどう接続することが出来るのかという部分、技術的に可能かという部分、それから基本的な部分、Ｂ／Ｃが取れるのかと、そこに接続するためで費用対効果が取れるのかという基本的な部分のコンサルの委託料でありますし、もし技術的に接続が不可能だと、特に玉名パーキングエリア周辺についてはちょっとカーブがきておりますので、カーブのときにおいてはですね、菊水の路線のとき玉名パーキングから菊水に行く方面についてもカーブがあるし、ちょっと南関寄りのところもカーブがある。そのカーブの位置については、路線の接続が出来ないというようなこともありますので、そこらあたりを今回のコンサルの中でどう接続可能かということを見極めていきたいと。いわゆる玉名パーキングエリアにスマートＩＣの接続は可能かということあたりの調査というようなことで考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（本田眞二君） １０番議員。

○１０番議員（唐杉純夫君） それを町の経費でするっていうことがちょっと私は理解がでけんのですけど。自然、それで考え方矛盾せんのですかね。もちろん町の町民の要望であればですね、それはそれで成り立つと思いますけど、町民の要望はそこまでいってるんですかね。ちょっとそこが疑問になつとるんで、答弁をお願いします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） このスマートＩＣの考え方についてはですね、平成１７年の１２月策定してます南関町総合振興計画の中にですね、いわゆるパーキングエリアをいかに有効に使おうかというふうなことで検討はするというようなことで記載もしております。その中で、一応ちょっと検討していたんですけど、その検討の追議ということで今考えているところです。具体的にその接続が可能かという部分のですね、調査を今回やる。かなり技術的に難しい部分がありますので、そこらあたりの今回の調査の中で調査するというところで。基本的には振興計画の実施計画に基づいてやってるということでご理解ください。

○議長（本田眞二君） １０番議員、いいですか。はい、ほかにありませんか。６番議員。

○６番議員（島崎英樹君） 今の質問と同じことでお尋ねしますが、確認です。勉強会っていいですか、研究会といいですか、設立に向けての期成会といいですか、そういうような団体、組織する考えはこの計画が、現在の設計が出てから、企画が出てからという動きになるんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 基本的には技術的に可能かどうかの見極めをやりたいと。それから勉強会、それから協議会の立ち上げというようなことで考えていきたいと思っております。出来るだけ早くですね、その方向性を見極めたいなというふうに考えております。まずは技術的にできるのかという分に非常に悩んでいるところもあります。それから勉強会に入ります。一応この過程を見ながらですね、一応８月の下旬ぐらいまでにはですね、何とかその方向性が見えないかなというふうに考えております。承認いただきましたらすぐにコンサルトの委託契約、入札によってなるかと思いますが、その形で取り組んでですね、そこあたりの調査をやってそして技術的に可能であれば勉強会を立ち上げてその後、協議会を立ち上げていきたいと思っております。今年度中に勉強会、協議会を立ち上げるということで考えております。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） ６番議員よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 4 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 3 4 号、平成 2 4 年度南関町一般会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 9 議案第 3 5 号 平成 2 4 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（本田眞二君） 日程第 9、議案第 3 5 号、平成 2 4 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 5 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 3 5 号、平成 2 4 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 1 0 議案第 3 6 号 平成 2 4 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（本田眞二君） 日程第 1 0、議案第 3 6 号、平成 2 4 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第36号、平成24年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第37号 平成24年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（本田眞二君） 日程第11、議案第37号、平成24年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第37号、平成24年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 1 2 議案第 3 8 号 平成 2 4 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（本田眞二君） 日程第 1 2、議案第 3 8 号、平成 2 4 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 8 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 3 8 号、平成 2 4 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 1 3 議案第 3 9 号 町道の路線廃止について

○議長（本田眞二君） 日程第 1 3、議案第 3 9 号、町道の路線廃止についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 9 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第３９号、町道の路線廃止については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１４ 議案第４０号 町道の路線認定について

○議長（本田眞二君） 日程第１４、議案第４０号、町道の路線認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第４０号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第４０号、町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１５ 議案第４１号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（本田眞二君） 日程第１５、議案第４１号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第４１号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第４１号、熊本市町村総合事務組合理約の一部変更については、
原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１６ 議案第４２号 熊本県後期高齢者医療広域連合理約の一部変更について

○議長（本田眞二君） 日程第１６、議案第４２号、熊本県後期高齢者医療広域連合理約の一部変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第４２号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第４２号、熊本県後期高齢者医療広域連合理約の一部変更については、
原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１７ 議案第４３号 工事請負契約の締結について

○議長（本田眞二君） 日程第１７、議案第４３号、工事請負契約の締結についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。１０番議員。

○１０番議員（唐杉純夫君） お尋ねします。教育課にお尋ねします。この間の全員協

議会の中で、かなり込み入った議論がされたわけですが、ちょっと疑問に出てきたのがですね、教育課が設計を決める段階でですね、地元の意見、これを十分聞いてやられたかというようなことが1つですね。それともう1つは、産業経済委員会にですね、この辺について話が通ったのかと、これが2つ疑問があるんですけども、これについて回答をお願いします。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） この体育館の改修につきまして地元の意見というのは聞いておりません。改修でございまして、今回全協の中でカイヅカのお話がありましたが、あの分についてはそのですね、ご卒業の皆さん、地元の方の思いをですね、入れなかったことについてはお詫びを申し上げるところでございます。ただ、設計に関しては、第4小学校も一緒ですけど改修ということで教育課のほうで進めさせていただきました。

産業経済の皆さんについても、この件についてはお諮りしておりません。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） ちょっと附随だったんだけど。これは総務文教にはやはり今みたいなことで、改修ちゅうことで中身についてはカイヅカを動かさないかんとか何とかって、そういう細かいことは私どもは知る由もないものだから聞いてなかったと思うんですね。ちょっとこのカイヅカイブキの問題はですね、酒見議員からも強烈なあれがあったんですけども、この費用がですね、大体これによって幾らぐらい発生しますか。今の移設をするというようなことで昨日ついたみたいですけど、どのくらいぐらいの損になりますか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） その件についてはまだ昨日の今日ですので、まだ全然積算はしておりません。

○議長（本田眞二君） 10番議員、3回目です。

○10番議員（唐杉純夫君） もうこれは移設をするということに決まったわけだから、それはもう幾らやけん、ならもうやめたということには多分なんと思わわけですが、しかしながらやっぱりこれは大事な問題なんですね、今後こういうことが一切ないようにですね、どういうふうにしてやったらいいか。これはもちろん、建設課のほうにもですね、もちろん話をしておらんといかんとですけど、やっぱり諸般の状況がよくわからんままにですね、教育課としてはことを進めたような感じがしてなんのですね、今後は、そういうことがあった場合はですね、いろんな問題がこういう問題が、ああいう問題があるというケースを酌んでいただいでです

ね、そして事を運んでもらわんといかんと思うんですけども、ですから1つ問題があるのは教育課だけの問題だけじゃなくてですね、もっと大きなところで話を詰めていただかんならば、例えばこの建設経済、それから総務文教にも中身についてあんまり話がでけんうちにですね、改修ちゅうことでやってしもたていうことにも私は問題があると思いますので、その辺を十分にいろいろ総合的にしていただきながらですね、今後はその補修についても取り進めていただきたいと思います。

それについてちょっと町長のほうからですね、今度は回答をお願いします。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 確かにですね、これまで総体的な打ち合わせが出来ていなかったと私は思います。出来るならばですね、これからこういうことがないように十分注意しながらですね、また組織につきましても十分考えてみたいと思います。

○議長（本田眞二君） はい、ほかにありませんか。11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 今の関連しとる問題ですが、これはこの間の全協のときにこういう問題が出たわけですが、これについてはですね、ここ土日ありましたので私も田植えをせなきやいかんじゃったんですけど、いろんな方とそういう話をいたしました。「それは子どもたちの安全を守るための耐震工事、これは絶対進めにかん」という意見も出た反面、今3小でですね、シンボリックに残っておるのは100年以上経って我々が覚えているのは、あのセンダンの木とカイズカイズキしかありません。そこで皆さんの意見もですね、「あれは絶対切るとでけん。移設もでけん」という意見が大半でした。しかしながら、そういうような当初言いましたように、安全的なことを考えますと、これ改修しなきやいかん、耐震工事をしないといかんということですね、私も言って理解を求めたわけですが、「そんならどこさん移設すつとか」というようなことになってですね、移設をやっと了解を得たような感じになったわけですが。私はその後ですね、よくよく考えてみましたら、今カイズカイズキなどはですね、植物の移設っていうのは5月の20日頃までには終わらんとしゃがですね、今まで私の経験ではどうしてもその後にやった木は枯れる公算が強いようです。それで今、6月の20日、もう1カ月も過ぎてですね、植物は今一番水を上げよる時期でございます。そしてですね、100年以上経つとる木っていうのはその木の中心となる周囲には小白根が余りありません。それを今切って、本当に大丈夫だろうかというような気がいたします。それでですね、周囲の方々には私たちや友達も同じですが、「移設してよかたい」というようなですね、了解は取り付けたものの、枯れたなら何もならんけんですね。どうすつとかと私一人思いました。それで、「絶対切ることはでけん」というような意見が大半と、「これを今移設して本当に大丈夫だろうか」という疑問が残ります。それでその辺のと

ころをですね、本当に移設をして了解を取ったものの、枯れんようにせなきやいかん。これはですね、こういうプロに一応打ち合わせていただいでですね、恐らくこの2日間の間に教育長、課長は相当悩まれて誰かに相談もされたっじゃなかかと私は思いますが、早急にこの辺のところはしていただいて、失敗のないようにしていただきたい。今後前もって、こういうことが今後ないというようなことに町長も言われましたけれども、この移設については非常に後々までいろんな問題が絡んでくるような気もいたします。失敗のないようにぜひお願いをいたしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 答弁は求めますか。

○11番議員（酒見 喬君） 答弁をお願いします。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） それじゃあ、大変先だってからですね、ご心配をおかけした課題でございますけれども、今酒見議員からありましたように、私も地元に園芸業者がおられるもんですからちょっと話を聞く機会を設けたところです。「夏場、9月頃までは移植できませんもんね」という答えがまずありました。「なら、今早急にはどんなか」ということを聞きますと、7月のもう初めまでのうちにですね、やらざるを得んだろうというふうなお話してございましたので、これは工事がもし、これも専門家と業者と打ち合わせはまだ私はしてませんけれども、体育館の耐震工事の本体の部分ですね、こちらにつきましてはカイズカは直接関係ありませんので、そちらからまず優先して工事が着工出来れば、附帯工事である避難所、トイレ等ですね、渡り廊下と別個に出来れば9月以上の移植も可能だというふうに考えます。今後の詰めをさせてもらわなければいけないかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） よろしいですか。他にありませんか。9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） 予算のことでございますけれども、この入札の落札価格の1億9,267万5,000円でございますが、この内訳としてそのカイズカイズキの伐採、5本の伐採の見積額は幾らなのか。この中に入つとると思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 今ここに設計書を持って来ておりませんので今ここではちょっとわかりません。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） じゃあここで明確にしていきたいと思います。

○議長（本田眞二君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 10 時 41 分

再開 午前 10 時 56 分

—————○—————

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の途中でしたのでこれを続行します。教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 実はですね、今日担当の嶋永がちょっと午前中休んでおりまして、設計書がですね、すみませんちょっと多くて時間がかかりました。前原設計に聞きましたら 25 万 2,000 円ということで積算をしているそうです。

○議長（本田眞二君） 9 番議員。

○9 番議員（橋永芳政君） たった 25 万 2,000 円だろうか。処分料は。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 運搬、全部入っというそうです。

○議長（本田眞二君） はい、最後の質問です、まとめてください。9 番議員。

○9 番議員（橋永芳政君） この金額で、5 本のカイツカイブキが出来るということでございますけれども、根っこからのきから恐らく焼却だろうと思いますが、大体トンのですね、2 トンで 4 万円ぐらいかかるわけですね、焼却が。そうすると、根っこから何からしよるなら、1 トンにしても 5 トンたいな。そうすると四×五 20 万円。これは伐採賃が 5 万円ぐらいでよかったですか。そうすると横道の運賃とか何とかいろいろあつてですが。

○議長（本田眞二君） 今の金額の妥当性を最後の質問でよかですね。

○9 番議員（橋永芳政君） いや、まだ聞くですよ。これはもう三遍ぐらいじゃいかんですばい。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 一応今おっしゃいましたけど一応単価等についてはですね、ちゃんと正規のルートでやっておりますのでそれで間違いはないと思っております。

○議長（本田眞二君） 特別にもう 1 回だけ、もう最後です、最後です。過去にも最後、ほかの方にも認めたことがありますから。はい、最後です。

○9 番議員（橋永芳政君） 特別が付きましたので、謹んでご質問申し上げますが、じゃあ、今度の移設というようなこと、先週の金曜日に決まったわけですが、金額的にはまだわからんということでございますが、概算的にも聞いておられないのかですね。どこにか連絡をしてあるのか、その辺お聞きしたいんですが。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 先ほど申しましたように、まだ金曜日の 5 時に終わった時点から今日ですので、まだ計算はしておりません。今仮契約中の津留建設もお聞き

してませんし、園芸屋さんにもですね、まだ聞いておりませんのでその辺についてはまだ全然金額についてはわかりません。

○議長（本田眞二君） ほかにありませんか。ほかにありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） それでは質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第43号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第18 南関町選挙管理委員会委員の選挙について

○議長（本田眞二君） 日程第18、南関町選挙管理委員会委員の選挙についてを議題にします。

本件については選挙管理委員会から通知があり、議会において選挙することとなっています。選挙の方法については、投票と指名推選の方法とがあります。地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定します。

選挙管理委員会委員には、1人目です。大字関外目1094番地、出田保雄君。

2人目、大字久重1617番地1、伊藤秀文君。3番目、大字豊永878番地、林

茂久君。4人目、大字上坂下3330番地2、金子厚生君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただ今、議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました出田保雄君、伊藤秀文君、林茂久君、金子厚生君の以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

以上で、選挙管理委員会委員の選挙を終わります。

ここで10分ほど暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時03分

再開 午前11時11分

-----○-----

日程第19 南関町選挙管理委員会補充員の選挙について

○議長（本田眞二君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19、南関町選挙管理委員会補充員の選挙についてを議題にします。

本件については選挙管理委員会から通知があり、議会において選挙することとなっています。選挙の方法については、投票と指名推選の方法とがあります。地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定します。

選挙管理委員会補充員には、大字関村976番地3、橋本清君。大字今527番地、本田勇治君。大字肥猪104番地、福山正信君。大字四ツ原2862番地、宮本俊之君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただ今議長が指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました橋本清君、本田勇治君、福山正信君、宮本俊之君が選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充員の順序は、ただ今議長が指名しました順序にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、補充員の順序はただ今議長が指名した順序に決定しました。

以上で、選挙管理委員会補充員の選挙を終わります。

—————○—————

日程第20 議員提出議案第2号 議員派遣について

○議長（本田眞二君） 日程第20、議員提出議案第2号、議員派遣についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○議会事務局長（松本 寛君） 議員提出第2号、平成24年6月18日、南関町議会議長、本田眞二様。提出者、南関町議会議員、山口純子。賛成者、南関町議会議員、橋永芳政。賛成者、南関町議会議員、打越潤一。賛成者、南関町議会議員、田口浩。賛成者、南関町議会議員、酒見喬。

平成24年度南関町議会議員派遣について、上記の件は別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

議員派遣の件。次のとおり議員を派遣するものとする。

1、産業厚生常任委員会研修。（1）目的、知的障害者の就労継続支援施設としての大規模農業ハウスの運営状況を研修し、自立支援のあり方を探る。また、温暖化に強い水稻の品種改良、育苗の先進事例を研修し、農業分野への造詣を深めること。

（2）派遣場所、沖縄県宮古島市平良字下里3107番地の243、社会福祉法人みやこ福祉会、みやこ学園。沖縄県名護市字名護4605番地の3、沖縄県農業研究センター名護支所。（3）期間、平成24年7月9日、月曜日から平成24年7月11日、水曜日まで。（4）派遣議員、打越潤一議員、田口浩議員、山口純子議員、橋永芳政議員、酒見喬議員、以上5名。ただし、期日等については、天災地変等やむを得ない場合は変更することがある。

以上であります。

○議長（本田眞二君） ただ今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） お座りください。全員起立です。

従って、議員提出議案第2号、議員派遣については可決されました。

—————○—————

日程第21 議員提出議案第3号 議員派遣について

○議長（本田眞二君） 日程第21、議員提出議案第3号、議員派遣についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○議会事務局長（松本 寛君） 朗読いたします。議員提出第3号、平成24年6月18日、南関町議会議長、本田眞二様。提出者、南関町議会議員、唐杉純夫。賛成者、南関町議会議員、鶴地仁。賛成者、南関町議会議員、井下忠俊。賛成者、南関町議会議員、境田敏高。賛成者、南関町議会議員、島崎英樹。

平成24年度南関町議会議員派遣について、上記の件は別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

議員派遣の件。次のとおり議員を派遣するものとする。

1、総務文教常任委員会研修。（1）目的、南関町総合振興計画の主要テーマである交通情報通信基盤の整ったまちづくりの中に、生活交通の確保を図り、公共交通の充実を目指すことが明記されている。今回、予約型乗合タクシー事業を実施している自治体があるので、その交通体系導入の背景、事業実施の効果等を視察研修し、本町での今後の施策に反映出来るものか検討したい。（2）派遣場所、福岡県八女市黒木町今1314番地1、八女市黒木総合支所。（3）期間、平成24年7月6日、金曜日（4）派遣議員、井下忠俊議員、境田敏高議員、鶴地仁議員、島崎英樹議員、唐杉純夫議員、本田眞二議員、以上6名。ただし、期日等については、天災地変等やむを得ない場合は変更することがある。

以上であります。

○議長（本田眞二君） ただ今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） お座りください。全員起立です。

従って、議員提出議案第３号、議員派遣については可決されました。

—————○—————

日程第２２ 議員派遣の件

○議長（本田眞二君） 日程第２２、議員派遣の件を議題にします。

議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

—————○—————

日程第２３ 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

平成２２年６月議会から継続審査の分

・陳情第１０号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

○議長（本田眞二君） 日程第２３、委員会報告についてを議題にします。

産業厚生常任委員会に付託しました陳情第１０号、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、山口純子君。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） それでは報告いたします。

南関町議会議長、本田眞二様。

平成２４年６月１８日。

産業厚生常任委員長、山口純子。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則

第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第10号。

付託年月日、平成22年6月21日。

件名、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情。

審査の結果、継続審査とします。

委員会の意見。夏場の様子を調査し、臭気改善がなされているものと陳情者が認めるまで継続といたします。

以上、付託されました案件の報告は終わります。

○議長（本田眞二君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから陳情第10号を採決します。

お諮りします。

陳情第10号に対する委員長報告は継続審査とすることです。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） お座りください。全員起立です。

従って、陳情第10号、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情は継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第24 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・請願付託の件」

平成23年6月議会からの継続審査の分

・請願第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する
請願

○議長（本田眞二君） 失礼しました。日程第24、委員会報告についてを議題にします。

産業厚生常任委員会に付託しました請願第1号、建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、山口純子君。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） それでは報告いたします。

南関町議会議長、本田眞二様。

平成24年6月18日。

産業厚生常任委員長、山口純子。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

受理番号、請願第1号。

付託年月日、平成23年6月16日。

件名、建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願。

審査の結果、採択といたします。

委員会の意見としまして、賃金などのルールを決めていけば最低制限なども変わってくると思います。最低制限など大幅に下げる必要はなく、建設業自体の改革は支持していかなければならないし、最近デフレ傾向で賃金は低く、生活が苦しい状況ではいけない。よって審査を終了し、請願第1号については原案のとおり異議なく採択としました。

委員会に付託された案件のご報告を終わります。以上です。

○議長（本田眞二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は採択とすることです。

委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） お座りください。全員起立です。

従って、請願第1号については、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（本田眞二君） お諮りします。

ただ今、産業厚生常任委員会委員長外から閉会中の継続審査及び継続調査の申し出が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、申し出のあった3件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。
配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 配付漏れなしと認めます。

事務局長に議案名の朗読をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（松本 寛君） 朗読いたします。追加日程第1、閉会中の継続審査について、産業厚生常任委員会・陳情付託の件。追加日程第2、閉会中の継続調査について、総務文教常任委員会。追加日程第3、閉会中の継続調査について、議会運営委員会。

以上であります。

-----○-----

追加日程第1 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

○議長（本田眞二君） 追加日程第1、閉会中の継続審査についてを議題にします。

産業厚生常任委員会委員長から、目下委員会において審査中の陳情第10号の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 閉会中の継続調査について

「総務文教常任委員会」

○議長（本田眞二君） 追加日程第2、閉会中の継続調査についてを議題にします。

総務文教常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました第四次行政改革について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第３ 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（本田眞二君） 追加日程第１、閉会中の継続調査についてを議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第７５条の規定によってお手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

すべて本会議に付されました案件は、これですべて終了しました。

お諮りします。会議規則第４５条の規定によって議決事件の字句の整理を議長にご一任いただきたいと思いますと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、会議規則第４５条の規定によって処理することにいたします。

これをもちまして平成２４年第２回南関町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。起立。礼。

お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午前１１時３０分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
平 成 2 4 年 第 2 回 定 例 会

平成24年9月発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 本 田 眞 二

編集人 南関町議会事務局長 松 本 寛

作 成 株式会社アクセス

電 話 (096) 372-1010



南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊本県玉名郡南関町大字関町 1316

電 話 (0968) 53-1111